特集

近畿部会第101回記念例会

全史料協近畿部会の活動成果と今後の展望 - 近畿部会例会100回を振り返って -

2009年5月、近畿部会は例会101回という節目を迎えた。この機会に、近畿部会創立以来の歩みを振り返り、成果と課題をめぐって意見を交換すること、またこれらの成果と課題がアーカイブの世界における最新動向との関係でどのように評価されうるのか、議論を深めることを目的として、記念例会を開催した。プログラムは以下の通りである。

日時 2009年 (平成21) 5月21日 14:15~17:00 (13:00~14:00、第17回総会を開催)

会場 奈良県立図書情報館1階 交流ホール

講演 日本のアーカイブズ50年 -山口県文書館から公文書管理法まで- 安藤正人

報告 全史料協近畿部会のあゆみと、枚方市の史料保存と活用 和田義久

コメント 阿部安成 島津良子

ディスカッション

近畿部会では通常、年に6回の例会を企画し、その成果を会誌『ネットワーク』で報告している。今回は記念例会ということで、『記録と史料』誌上をお借りして成果を広く発信することとした。会誌には参加記を掲載したので、併せてご参照いただきたい。

安藤正人氏講演は、「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」最終報告に注目し、情報資源としての公文書が持つ文化的・社会的・組織的価値を統一的に示すものとこれを高く評価した上で、こうした見解の起源が山口県文書館創立時の理念にあると指摘した。公文書管理法の成立によりアーカイブの世界は新段階に入りつつあるが、むしろこれまでの蓄積に確信を持ち、法を積極的に活用してゆくことが呼びかけられたのである。

和田義久氏報告は、枚方市史編纂事業に従事する中での全史料協との出会いや、近畿部会発足・公文書研究会運営の取り組み、地域の古文書研究会や「字史」の編集・刊行という地域史料活用の体験を論じた。市史編纂の職務・近畿部会・個人の取り組みが、和田氏の中で相互に関連しあっていたことがうかがわれる。

阿部安成氏コメントは滋賀大学経済経営研究所調査資料室や国立療養所大島青松園での体験を通じて、史料目録の作成を通じた経験の共有はいかにして可能かを歴史学の立場から考察したもの。島津良子氏コメントは、近畿部会が直面する課題として、実務専門職の待遇改善と養成への関与、近畿の地域特性に対応した史料調査方法の確立を挙げ、その交差点として地域や現場での調査・教育活動を通じた実務的技能育成の可能性を指摘した。

なお例会の司会・進行は、烏野茂治氏(近畿部会運営委員)が担当した。

例会当日は討論時間が十分確保できず、議論を深めきれなかった感も残る。しかし各々の発言は記念例会にふさわしい、広い意味でアーカイブに携わる者にとっての課題を提起し、実践を促すものであった。議論の素材としていただければ幸いである。最後に、多忙な中にあって発言をお引き受けいただいた各氏、そして貴重な紙面を提供いただいた広報・広聴委員会にお礼申し上げたい。 (近畿部会運営委員 島田克彦)

日本のアーカイブズ50年 -山口県文書館から公文書管理法まで-学習院大学 安藤 正人

はじめに

安藤です。近畿部会例 会が100回を越えたとい うことで、何はともあ れ、おめでとうございま す。この非常に重要な機 会にお呼びいただきまし



て、大変光栄に思っております。ただ、私は 近畿部会につきましては、これまで活動に参 加した経験がほとんどありませんので、果た してここでお話をするのに、ふさわしいのか どうか、ふさわしくないのではないかとも 思っておりますが、何かの参考にしていただ ければ幸いに存じます。

余談ですけれども、私は中学・高校時代を 愛媛県の松山で過ごしまして、非常に影響を 受けた先生がおりました。その先生が今奈良 に住んでおられまして、去年の12月に東京地 区の同窓会をやった時に、その恩師をお呼び して、実に40年ぶりでお会いしたんです。 で、名刺をお渡ししたのですが、現在、私の 名刺には、学習院大学のアーカイブズ学専攻 と書いてあります。それを見て、「おう、安藤 君、古文書をやっとるのかね」と、こういう 一言がありましてね。「半分当たっています」 というふうにお答えしたのですが、「それに してもアーカイブズを見て古文書とよくわか りましたね」といいましたら、「僕は実は今、 奈良県立図書情報館の古文書講座を受けてい る」とおっしゃっておりました。その講座で 「アーカイブズ」ということばをお聞きに なったんでしょうね。ひょっとしたら、今日 のこの会にいらっしゃるのではないかなと、 そんなことを期待しながら参った次第です。

さて、近畿部会には私はこれまで関わった ことはほとんどない、と申しましたけれど も、全史料協につきましては、かなり前から 関わっておりました。最初に全史料協の大会

に参加したのは1977年です。ちょうどその年 に、国文学研究資料館史料館、当時は国立史 料館と通称しておりましたが、そちらの方に 就職して、その年の11月に、全史料協第3回 福島大会というのがありまして、そちらに参 加したのが、全史料協との関わりの最初だっ たと記憶しております。私事ですが、ちょう ど結婚したばかりで、新婚旅行から帰って一 週間たってなかったと思います。以来、出張 続きの人生で、配偶者ももう諦めているとは 思いますが、新婚旅行から帰ってすぐに出張 したことだけは、いまだにときどき思い出し たように責められています。

この福島大会というのは、非常に印象深い 大会でした。私自身、最初に参加した大会と いうこともありますが、それ以上に、いわゆ る「細川旋風」というのがありましてね(「細 川ショック | という人もおりましたが)。「細 川旋風 といっても、細川護熙さんが首相に なったということとは関係なくて、佐賀県の 多久市で古文書収集活動をされていた多久市 立図書館の細川章さんという女性の方が、い ろいろ苦労しながらリヤカーを引いて市内の 旧家から古文書を集め、図書館の中で保存し ているという話をされた。これが参加者に非 常に大きな衝撃を与えたわけです。

以来、私は細川さんがリヤカーを引きひき 古文書を収集された思い、今リヤカーを使う ことはほとんどないと思いますけど、そうい う気持ちだけは史料保存運動の中で持ち続け なければならないと、いつも思い起こしてい るところです。

さて、今日は「日本のアーカイブズ50年-山口県文書館から公文書管理法まで一」とい う漠然としたタイトルで、とりとめのないお 話をさせていただきます。先月、東京で日本 アーカイブズ学会の大会が行われたのです が、そのテーマが「Archives Japan 50| という ことで、それをそのまま借りてきたというこ とです。山口県文書館は、1959年に当時山口 県立山口図書館長であった鈴木賢祐氏の尽力 で設置されました。今年がちょうど50年目に

なるわけです。山口県文書館は、単に日本初 の公立文書館であるだけでなく、欧米のアー カイブズ学の成果に学びながら、近代的な アーカイブズ制度を日本にも導入しなければ ならないという、積極的な意思の下につくら れた最初の公共アーカイブズとして、画期的 な意義を持っています。それから50年経った ということで、今、日本のアーカイブズ50年 を振り返ることは、学問的にも大きな意味が あるだろうと思います。折しも、「公文書等 の管理に関する法律案 | (公文書管理法案) が 国会において審議されています。今朝の新聞 を見ましたら、自民党と民主党の間での協議 が進んで、民主党の修正要求を自民党がかな り受け入れ、公文書管理法は今国会において 成立の見通しであるという記事が出ておりま した。この問題については、後で少し触れた いと思いますが、非常に画期的なことではな いかと思います。そういうことで、山口県文 書館から公文書管理法まで、ちょうど50年。 さらに、偶然にも近畿部会がちょうど100回 の例会を重ねたということですから、これ は、過去の歩みを振り返りながら今後のアー カイブズ活動を展望する、極めて適切な機会 ではないかというふうに思うわけです。

さて、どういうふうなかたちで日本のアー カイブズ50年を振り返り、そして今後のこと を考えていけばいいのか?切り口はいろいろ あろうかと思いますが、30分足らずの短い時 間で十分な検討ができるわけではありませ ん。ここでは極めて常識的に、まずは、理念 とか理論、知識など、いわばソフトの問題と して、アーカイブズ50年の歩みを振り返り、 第二に、施設とか制度、いわばハードの面を とりあげたいと思います。本来ならば、これ らに加え、三つめとして、アーカイブズを支 える人の問題、とりわけ専門職の問題を十分 に議論していくことが必要だと思いますが、 今日は時間の関係で、恐らく第二の論点の途 中あたりで話が終わってしまう可能性が高い と思います。

1. 理念や方法の面から

(1) 最近の動向から

まず、理念や方法、いわばソフトの面から 考えますと、50年前から時間を追ってたどっ ていくという方法もあるわけですが、ここで は現在の到達点というのでしょうか、今どう いう議論がなされているか、二つの文献をと りあげてみたいと思います。

一つは記録管理学会の会長である小谷允志 氏が去年出された『今、なぜ記録管理なのか =記録管理のパラダイムシフト-コンプライ アンスと説明責任のために一』です。これを 読みますと、記録管理すなわちレコードマネ ジメント(最近はレコードキーピングという 新しい考え方も出現していますが)の考え方 は、従来の文書管理のような、組織内部にお ける事務処理の効率化、あるいは能率化のみ が強調されるような考え方ではなくて、外部 への説明責任(アカウンタビリティ)を果た すための記録管理、という考え方に変化して いる。その中には、現場の文書管理に加えて アーカイブズの理念もきちっと入っていて、 そういう意味での過去から現在、未来を通し て説明責任を果たすための記録管理という考 え方へ、大きな枠組みの転換が行われてい る。それは官民問わず広がっている。そうい うところが本書のポイントだと思います。こ れを、小谷さんは「記録管理のパラダイムシ フト |と呼んでいるわけです。それとともに、 アーカイブズ活動を含む記録管理の目的が、 説明責任あるいはコンプライアンス(法令遵 守)ということになってきますと、記録管理 やアーカイブズ活動は、何よりも記録の証拠 性をどうやって維持していくか、というとこ ろに大きな重点が置かなければならないこと になる。ただ保存し整理するのではなく、証 拠性を維持しつつ、つまり組織活動の証拠と しての高い品質を保証しつつ、それを未来に 伝えていくという、そこのところに理論上、 技術上の力点が置かれなければならない。こ の点も小谷さんは強調しておられるわけです ね。これは、現在のレコード・マネジメント

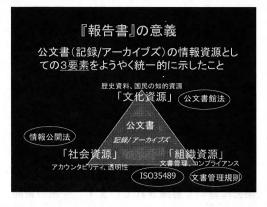
論やアーカイブズ・マネジメント論の流れを 代表する考え方の一つだと思います。

それから、同じような考え方を別の側面か ら、とくに公文書に焦点を当てて強調した文 献として、「公文書管理の在り方等に関する 有識者会議 | の最終報告があります。昨年の 11月4日に、『時を貫く記録としての公文書 管理の在り方 一今、国家事業として取り組 む一』というタイトルを付けて、麻生総理に 提出されました。この有識者会議最終報告を もとにして、公文書管理法案が国会に提出さ れ、審議されているわけです。新聞等で報じ られているように、公文書管理法案は有識者 会議最終報告から一歩も二歩も後退している という厳しい批判があります。したがって、 本来ならば、公文書管理法案の内容を子細に 検討する必要がありますが、理念の問題とし ては、やはり公文書管理法案の背景となって いる有識者会議最終報告の位置づけをきちっ としておきたい。法律そのものは、いずれ将 来、何らかの改正がおこなわれることになる でしょうが、有識者会議最終報告の理念は、 基本的な指針として生き続けるものだろうと 思うからです。

最終報告はずいぶんいろんなことをいって おりますが、時間の関係上もっとも基本的な 部分を一点だけ注目しておきたい。それは、 「公文書管理の改革目標」というところで、 次の四点が改革目標としてあげられていま す。一つは「文書の追跡可能性(トレーサビ リティ)」の確保、二つは「政府の文書管理に 対する信用(クレディビリティ) | の確保、三 つは「文書の利用可能性(アクセシビリティ)」 の確保。三つの「アビリティ」という言い方 で概念づけているわけです。それを通して最 終的には四つめとして「国の意思決定過程も 含め公文書を体系的に整理・保存するととも に、国民の知的資源として後世に伝え、現在 及び将来の国民に対する『説明責任(アカウ ンタビリティ)』を果たす | というふうに改革 目標をうたっているわけです。

私は、端的に申し上げて、今回の最終報告

の意義は、次のような図にまとめられるので はないかと考えます。



つまり、公文書やそれを保存する場として のアーカイブズの意義は、これまでもいろん なかたちで述べられてきたし、それを反映し た法律もそれなりに存在したわけです。まず は公文書館法。公文書館法は、公文書の歴史 資料としての重要性を位置づけた点で画期的 でしたが、そこにとどまっているともいえ る。つまり、文化資源としての公文書という 性格に基づいた法律だと思うんですね。他方 で公文書には、当然のことながら、国民の知 る権利を保障する情報としての意味合いがあ る。いわば社会資源としての公文書。これを 保証しているのが情報公開法、地方レベルで は情報公開条例だと思うわけです。三つめに は、適切な文書管理を行って、組織のコンプ ライアンスや、より高度な行政を実現すると いう意味での組織資源としての性格。こう いった性格が公文書には本来的にあるはずで す。この点については、従来は法律ではな く、それぞれの省庁の文書管理規則の中で、 それなりに対応しようという動きはあったの でしょうが、ここのところに大きな欠陥が あったことは、近年の不適切な記録管理問題 で次々に明らかになったところです。いずれ にしても、今回、有識者会議の最終報告は、 公文書ないしアーカイブズが情報資源として 本来的に有している三つの要素、つまり文化 資源、社会資源、組織資源という三つの本質 的要素を統一的に示そうとしたところに大き

な意義があるだろうと、私は思います。

現在検討されています法律の正式名称は 「公文書等の管理に関する法律」になるよう ですが、第一条に目的として、「この法律は、 国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理 に関する基本的事項を定めること等により、 行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適 切な保存及び利用等を図り、もって行政が適 正かつ効率的に運営されるようにするととも に、国及び独立行政法人等の有するその諸活 動を現在及び将来の国民に説明する責務が全 うされるようにすることを目的とする。|とあ ります。日本語表現としては感心しません が、それはさておき、この目的の中には、先 ほど申し上げた、公文書ないしアーカイブズ の三つの要素が一応は組み込まれている、と 読み取れます。そういうふうにいうと、過大 評価だと思われるかもしれませんが、私はそ このところを前面に押し出して法律の意義を 訴えていくべきではないか、そこを活かすべ きではないかと考えております。少なくとも アカウンタビリティの考え方がはっきり表現 されている点は評価すべきだと私は思ってい ます。もちろん法案の本体には、いろいろと 問題点が残っています。その点につきまして は、時間があれば申し上げたいと思います。

(筆者補注:周知のように、2009年6月に国 会で可決成立した「公文書等の管理に関する 法律」では、第一条の「この法律は」の後に「国 及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の 記録である公文書等が、健全な民主主義の根 幹を支える国民共有の知的資源として、主権 者である国民が主体的に利用し得るものであ ることにかんがみ」という文言が付け加えら れるなど、いくつかの重要な修正が行われ、 有識者会議最終報告が示した方向にもう一歩 近づいた。)

(2) 山口県立文書館の歩みを振り返って

二つの動向をあげてみましたが、記録管理 の世界、あるいはアーカイブズの世界におい ても、いま新しい段階に入ろうとしているの は、事実ではないかと思います。それをパラ ダイムシフトとまで評価できるかどうかとい うことですが、恐らくパラダイムシフトと いってもおかしくない大きな転換が生まれて いるんだろうとは思うのですが、ただ同時に 私たちとして、この際、改めて確認しておか なくてはならないことは、こういった考えが 全く新しいものとして、ここ数年の内に急に 出てきたものではないということです。そこ で50年前の話に戻っていくわけですが、1959 年に山口県文書館ができるとき、設立者であ る山口県立山口図書館長鈴木賢祐氏が書かれ た文章の一つを見ておきたいと思います。

「文書館は『文書的資料』―公私の機関、団 体や個人の事務遂行の途上に作られ受理され た、或る事件や或る事項について意思を表示 した文書で、その機関、団体や個人の機能、 政策、決定、手続、売買、その他各般の活動 の証拠となるもの―を管理保存して、文化的 な利用をはかることを目的とする。(中略)そ れは県市町村その他公私の団体や個人の、活 動及び法律上の権利に対する証拠となり、過 去の政治、経済、文化、その他あらゆる部門 のすぐれた情報の源泉となり、学問、研究、 調査のための資料源として、現代を理解し、 将来の向上発展に役立つものである。」(『山口 県立山口図書館だより』第8年第1号、1959 年7月)

今読んでも非常に新鮮な文章です。まず、 「公私の機関、団体や個人の事務遂行の途上 に作られ受理された、或る事件や或る事項に ついて意思を表示した文書」であるというと ころで、記録あるいはアーカイブズの定義付 けを正確に行っている。そして、それを保 存・公開することの意味についても、「文化的 な利用 | が第一番に書かれてはいますけれど も、それだけではなくて、「公私の団体や個人 の、活動及び法律上の権利に対する証拠」と なる、としています。それから、「過去の政 治、経済、文化、その他あらゆる部門のすぐ れた情報の源泉 | となる、ということで、記 録を生み出した組織そのものにとっても非常 に役立つものになるということを示唆してい ると思います。

したがって、先ほど私は有識者会議最終報 告の意義として、文化資源、社会資源、組織 資源という三つの要素を統一的に示したとこ ろにあると申し上げましたけれども、その考 え方は基本的に、この鈴木賢祐氏の文章の中 に既に入っているのではないかと思います。 そういう意味において、50年前の山口県文書 館の設置は、単に日本初の公立文書館という にとどまらず、日本におけるアーカイブズ理 解の歩みの上でも、きわめて重要な一歩だっ たろうと考えるわけです。もちろん、その背 景には、鈴木賢祐氏を中心とする山口県文書 館設立関係者の方々による海外アーカイブズ についての勉強もあっただろうし、実は鈴木 賢祐という人は、敗戦前、いわゆる奉天(瀋 陽)の「満洲国立奉天図書館」におかれた 「旧記整理処」に勤務していた経歴があるよ うです。「旧記整理処 | というのは、「満洲国 | が国家建設のために中国東北地方3省(遼寧、 吉林、黒竜江)全域から「満洲国」成立以前 の行政文書を収集するために設けた「満州国 | のアーカイブズ機関です。つまり、鈴木氏に は、そういう意味でアーカイブズ活動に携 わった経験があるようなんですね。そういっ た個人的体験と、欧米アーカイブズ学を自分 なりに勉強した経験が積み重なって、今から 見ても決して色あせていないアーカイブズ理 解に到達したのだろうと思います。

こういった前史をやはり正確に認識してお かないと、近年のパラダイムシフトといわれ るような新しい動向の起源を、1980年代ない し1990年代あたりから海外の記録管理学や アーカイブズ学が積極的に紹介されるように なる、そのあたりにのみ置いてしまう、そう いったやや一面的な歴史理解に陥る恐れがあ るように思います。

このように、私は山口県文書館が果たした 役割は非常に大きなものだったのではないか と改めて思うのですが、これを仮に「鈴木理 念 と呼ぶことにいたしますと、その後、山 口県文書館には、いろんな方々が輩出され て、「鈴木理念」を継承・発展させるようなさ まざまなアーカイブズ活動を展開してきまし た。よく知られているのが北川健氏の「三つ の"み" | という考え方です。1990年の論文で 出されたものですが、「『みずからが、みずか らの』文書記録を、あまねく『みんなのため に』、遠く『みらいにむけて』|保存し、公開 していく。これが文書館原理の「三つの"み" | だというわけです(北川「文書館活動と史料 保存運動のインターフェイス」『地方史研究』 第228号、1990年)。

これは私たちに大きな影響を与えました が、表現は北川さん流のユニークな表現なが ら、その背景には「鈴木理念」で示されたよ うなアーカイブズの基本理念というものがあ るだろうと思います。もちろんそれだけでは なくて、時代背景としては、当時、すなわち 80年代に日本全国で盛んに行われていた史料 保存運動に対する北川さんなりの批判があっ たわけです。簡単に申し上げると、史料保存 運動が、自らの記録よりも周辺の史料を収集 していく、いわば収集主義に陥っているん じゃないか。あるいは利用主義、要求主義と いう言葉も彼は使っています。それがまった く駄目だといっているわけじゃなくて、それ よりも、まず自分の足下の記録、つまり自ら が生み出した記録をどのように保存して周り に公開していくか、その観点と活動こそが アーカイブズの出発点じゃないか。それなく して、周辺の史料を収集したり保存したりす ることに集中するのは本末転倒ではないか、 そういう主張だったんだろうと思います。

(3) アーカイブズ理念の広がりと実践

そういった考え方に学びながら、全国各地 でさまざまなアーカイブズ活動が展開されて いった。その一つに私も関わっている天草 アーカイブズがあります。天草アーカイブズ は、2000年8月に情報公開制度の導入をきっ かけにとしてつくられた熊本県本渡市(現在 は合併して天草市)の市立アーカイブズで、 2002年に開館しました。天草アーカイブズで は「三つの基本理念」ということで、「市民に

よる地域文化創造の拠点に「より開かれた市 政運営をめざして「情報資源を活かした高度 な行政の実現を | を掲げています。難しくい えば、アーカイブズというものが持つ文化的 機能、社会的機能、行政的機能の3機能を市 民にわかりやすい表現で示したものですが、 これは先程来申し上げている、公文書ないし アーカイブズが有する三つの要素を反映した ものにほかなりません。こういった基本理念 の上に立って、天草市では実務現場の文書管 理からアーカイブズにいたる統一的なシステ ムをつくろうと努力しているところですが、 今日は時間もありませんし、他のところでも たびたび紹介している話ですので、詳細は省 略させていただきます。

2. 施設や制度の面から

(1) アーカイブズ機関/活動の広がり

さて、もう時間がほとんどなくなってきま した。二つ目の施設や制度の問題ですが、 アーカイブズ機関あるいはアーカイブズ活動 の広がりという面では、どうだったのでしょ うか。確かに過去50年のあいだに、非常に ゆっくりではあるけれども、アーカイブズ活 動が広がってきたと言っていいかと思いま す。初めは国や地方自治体というようなとこ ろが中心になっていましたが、最近ではさま ざまな分野にアーカイブズ活動が広がってい ます。たとえば大学や企業、それから近年と くに注目されるのは、さまざまな専門分野で のアーカイブズ活動です。日本放送作家協会 が行っている脚本アーカイブズ会館の設置運 動とか、理系の大型研究機関、たとえば核融 合科学研究所とか高エネルギー加速器研究機 構などのアーカイブズなどがあります。核融 合科学研究所アーカイブ室のホームページを 見ますと、「アーカイブズとは | という説明に 始まり、アーカイブ室の活動の詳細が出てお

それから、もう一つはやはり、市民団体な ど民間の草の根的アーカイブズ活動の広がり に注目しなければなりません。関西でいう

と、阪神淡路大震災などをきっかけとした民 間レベルのアーカイブズ活動というのが非常 に大きい部分を占めているんだろうと思いま すし、それから戦後60年の区切りを迎えたこ とも一つのきっかけになっているんでしょう か、戦後日本を支えてきた市民の活動記録を 保存しようという動きが、各方面で起ってき たということがあると思います。私自身も、 沖縄県伊江島の阿波根昌鴻さんという平和運 動家の記録を保存する活動に、ここ7年ほど 関わっております。『米軍と農民―沖縄県伊 江島―』『命こそ宝―沖縄反戦の心―』という 2冊の岩波新書でご存じの方も多いかと思い ますし、私もあちこちで紹介していますので 今日は省略しますが、自らを「記録人阿波根| と称して膨大な記録を残された方です。

こういった民間史料のアーカイブズ活動に とって大きな問題の一つは、文書記録だけで なく多種多様な図書資料やモノ資料なども一 緒に保存していかなければならないというこ とです。これは民間史料に限らないかもしれ ませんが、国や自治体のアーカイブズを一歩 離れると、とりわけそういった問題が大きな 部分を占めてきます。さまざまな図書やモノ 資料を、どのようにして総合的に保存・活用 していくのかということが、つねに課題に なってくるかと思います。阿波根昌鴻資料の 場合もそうであって、むしろそういったモノ 資料を展示して活用していくという活動が先 にあって、そこから抜け落ちていた記録史料 の保存問題が後から出てきたという経緯があ ります。私たちは、これらの資料全体を総合 的に保存・管理し、活用していくという方針 のもとに、具体的な方法をどう考えていくの か、これはもちろん技術的にも大変な課題な のですが、四苦八苦しながら検討を進めてい るところです。

(2) 自治体アーカイブズの制度化を進めるた めに

非常に駆け足で恐縮でしたが、過去50年の アーカイブズ活動の展開を振り返ってみます と、やはり国や地方自治体など、いわば行政 のアーカイブズから、それ以外のアーカイブ ズへという広がりが見られる。その一端を ちょっとだけご紹介したわけですが、その一 方で、行政のアーカイブズ、とりわけ地方公 共団体のアーカイブズというものが必ずしも 順調に発展してこなかった、ということも言 える。これは恐らくみなさんも同じ思いでい らっしゃるのではないかと思います。そこを 今後どう乗り越えていくのか。とりわけ自治 体アーカイブズの制度化をどう進めていくの か、という点が大きな課題ではないかと思い ます。私に何かいいアイデアがあるわけでは ありませんけれども、やはり一つには法制度 の整備、それからもう一つは現場の文書管理 と一体化した総合的システムの整備を進める ということ。とりわけ後者は、電子記録の時 代を迎えて、今後避けることのできない方向 性ではないかと思います。

この二つの意味において、やはり現在審議 されている公文書管理法というものを、どう いうふうにして使っていくのかということ が、今後の大きな課題になろうかと思いま す。公文書管理法案の最後の条項は、第32条 「地方公共団体の文書管理」という非常に簡 単な条文でありますけれども(筆者補注:成 立法では第34条)、「地方公共団体は、この法 律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適 正な管理に関して必要な施策を策定し、及び これを実施するよう努めなければならない。 となっています。いわゆる情報公開法にも同 じような条文があります。情報公開制度の場 合は、むしろ地方が先行したわけですが、し かし、情報公開法で地方公共団体の努力義務 が定められたことによって、情報公開制度を 実施していない地方自治体が一斉に情報公開 条例を作り始めるきっかけになったと考えら れます。やはり現在の日本の状況を考える と、国がこういった法律で文書管理というも のを規定することになれば、地方に対する影 響力は非常に大きなものがあるでしょう。も ちろんそれを重視しない、できれば無視した いという動きもあるかもしれませんけれど

も、私たちとしては公文書管理法を最大限に 活用していかなければならないと思います。 改めて指摘するまでもなく、この公文書管理 法案は、第一条の目的に表れているように、 単に現用文書の管理についての事務的手続き を定めた法律ではなくて、かなり理念的な方 向性を指し示している。とりわけ、その中に アーカイブズの考え方がきちっと含まれてい る点が重要です。もちろん国の公文書管理法 なので、国の場合に限られてはいますが、国 立公文書館の位置づけが、かなりの部分を占 めている。今日の新聞などを見ますと、修正 案では国立公文書館の権限が、最初の政府案 よりもっと強くなりそうな気配ですね。たと えば、公文書廃棄の決定について総理大臣の 同意が必要、というふうに変わるようです が、これは実際には国立公文書館の権限を強 化するという方向につながると期待されま す。要するに、文書の作成から最後の永久保 存ないしは廃棄にいたるまでの、公文書管理 全体にわたって、公文書館つまりアーカイブ ズというものの機能、役割を積極的に制度化 していこうという考え方が、少なくとも方向 性として示されている。公文書管理法がそう いう方向性を持っているということが重要な ので、今後地方公共団体が、公文書管理法の 趣旨に沿って公文書管理についての条例など を作っていこうという動きが出てきた場合に も、私たちとしては、この点を最重要ポイン トして組み込むように運動していかなければ ならない。つまり、地方公共団体が「この法 律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適 正な管理に関して必要な施策を策定」し「実 施| するということは、ほかならぬアーカイ ブズを中核とした総合的な記録管理システム を構築するということなんだ、ということを 訴えていかなければならないと思います。 黙っていると何も進まない。あるいは、従来 の文書管理規則を文書管理条例と名前を変え ただけで済まされてしまう可能性も十分にあ る。公文書管理法の趣旨は、そういうことで はないんだということ、公文書の考え方自体 が大きく変わり、その中でアーカイブズを位置づけていくという流れがある、それが国の公文書管理法の考え方なんだということを、私たちがそれぞれの自治体にアピールしていく必要があると思います。そのような方向で、今後、自治体アーカイブズの法制度化が進んでいくことを期待したいと思います。

もちろん、これだけではないわけで、さまざまなそれ以外の草の根的なアーカイブズ運動が重要なことはいうまでもありませんが、この法律に関していえば、法律のメリットを最大限に引き出してこれを利用していくべきではないかと思います。公文書館法の時もそうでした。公文書館法に対してはいろんな批判があったけれども、欠点はともかく、法律のいいところを活かしていく。法律というものは、使い方を上手くすれば、いろいろな方向での活用が可能だと思います。

案の定、時間不足で、途中を端折りながら、 最後のまとめもできませんでしたが、以上で 私の話は終わりたいと思います。どうもご静 聴ありがとうございました。

全史料協近畿部会のあゆみと、 枚方市の史料保存と活用

枚方市教育委員会 和田 義久

はじめに

枚方市教育委員会の和田と申します。今回は近畿部会の活動を振り返るというテーマでお話しさせていただくのですが、私よりももっとふさわし



い方がおられると思います。ただ、私が引き 受けさせていただいた理由を自分なりに考え てみますと、近畿部会が結成された時に私が 所属する枚方市が機関会員として参加し、ま た今日まで機関会員をずっとつづけてきたと いうことがあり、例会等にも積極的に参加し てきたということが挙げられると思います。 また個人的なことになりますけれども、私も 含めて、2名を運営委員として枚方から送り 出していったこともあります。

それから、阪神・淡路大震災にかかわって、 近畿部会として史料保存活動の記録を編纂す るための委員会をもうけたときに編纂委員を させていただいたり、あるいは有志の皆さん と公文書研究会を立ち上げて、その世話人を させていただいたということがあって、これ から発表する報告は、中身は別にして、私で もいいかなと思って、引き受けさせていただ きました。ただ、平成9年に人事異動があり まして、市史に二十何年間従事していただ すけれど、その部署から離れてしまったとい うマイナス面はあるかもしれませんけれど も、そのあたりはご容赦をお願いします。

まず、報告をする前に、内容を簡単に紹介 しておきたいと思います。第一に、枚方市に おいて、市史編纂事業が終了したときに、な お引き続き史料収集に当たっていく、そうい う問題意識がどうして枚方の中で生まれたの か、ということについて報告をさせていただ きたいと思います。

二番目には、そういうふうな問題意識の中で、具体的にどんな方針が、自分なり、庁内なり、あるいは市民に対して理念的なものをもちうるか。そういうときに「公文書館法」があったわけですけれども、そのことの中身について教えてもらったのは、全史料協との出会いがあったということで、そのへんの話をさせてもらおうかなと思っています。

三番目としましては、この全史料協の活動を実際に展開する場として、やはり近畿なら近畿という自分のいる場の近くで活動がなされた近畿部会について、私なりの整理をしてみたいと思っています。

最後に、私が人事異動で歴史資料を扱う部署から離れたあと、どのようなかたちで史料に関わるかといいますと、史料の活用という観点から関わるということがあります。その一つとしては、古文書を読む市民サークルの活動を支援するということと、具体的には田宮という地域なんですけども、近世村であっ

た田宮という村の歴史をまとめたい、という グループ活動を支援したという二つの事例を 紹介させていただいて、それを踏まえて最後 に、今後の近畿部会の課題について、少し話 ができたらなと思っています。

1. 枚方市の市史編纂事業

それでは、第一番目の「枚方市の市史編纂 事業について」から説明させていただきます。 枚方市の場合は、昭和26年に一巻本の市史 がつくられました。これは戦前の枚方町時代 に企画されたんですけれども、大阪の大空襲 で印刷所が焼けてしまって、日の目をみな かった。ただ、校正刷等が残っていて、戦後 になって、枚方町から枚方市になったことも あり、昭和26年に一冊本が刊行されました。

それから20年ほど経って市制20周年を記念 して、大がかりな市史編纂をしようというこ とになりまして、昭和40年に編纂委員会が発 足、そして2年後の20周年にあたる昭和42年 に第1巻が発行されます。その後、順調に各 巻が刊行されて、その間資料編も何冊か増え て、最終的に全12巻が、昭和61年に完結しま した。その時点では既に『枚方市史』の別巻 (ダイジェスト版) であるとか、小中学生向 けに郷土の歴史を知ってもらおうということ での郷土読本(『郷土枚方の歴史』)を改訂す るという計画もありましたので、市史編纂室 という部署はなくなりましたけども、市史編 纂は継続するというかたちで、事業の継続化 がはかられました。市史編纂委員会について は、委員の先生を少なくして縮小して継続す るということで、その後の展開になったとい うことです。

ダイジェスト版をつくったり、あるいは 『郷土枚方の歴史』の改訂版を刊行する一方 で、市史編纂の時に使った史料をどうするか という課題はずっと問題意識としてもってい ました。とくに昭和26年に編纂されたときの 調査・収集された史料というのがほとんど 残っていなくて本一冊だけだった、というこ ともあって、その間の経過等も記録として 残っていないということがわかりました。また、近代編を編集するときに、近代の行政文書がほとんど引き継ぎされていなくて、大変困ったということがあります。枚方の場合は10町村が最終的に枚方市に合併していくわけですけども、戦前の町村会議録がそこそと残っているだけで、あとの町や村の公文書というものはほとんど残っていないと言ってから、市史の近代編をつくるときには、大阪朝日新聞の地方版を、明治12年に発行されてから昭和20年の8月まで、それを見て、枚方関係の記事を原稿化するという作業をしました。それをもって近代の流れを若干把握することができたことが、今思い出されます。

編纂事業をやる中で思ったのは、昭和40年 代の編纂事業で調査、収集した史料を、保存 していくということが必要である。第二に、 今、自分たちが仕事でつくっている公文書に ついては、やっぱり同じように未来の人に残 していく必要があるのではないか、というこ とであり、10年、20年先に新たに市史がつく られたときに、私らが26年の市史を見たとき に何も記録が残ってない、というふうな思い がされないように、史料を残していかなけれ ばならない、しかも残していくことが私たち の責務ではないかというふうな点を思いつき ました。三点目としては、職員からの問い合 わせというのは、十年前の公文書あってさえ も自分の職場にはなくって、私の方に聞きに 来るというふうなことがよくあって、こうい うことではやっぱり当時説明責任なんていう 言い方はしてなかったですけれども、誰に対 しても説明できないではないか、というよう な議論を担当の人らとした覚えがあります。 こういう点で言うと、最近では新しく市史を 編纂する場合には、編纂事業が終わった後、 史料をどうするかということをまず念頭に置 いて編纂事業を進めていくべきだという議論 は、それなりの納得できる議論ではなかった かと今では思い返すことができます。

2. 公文書館をめざして(全史料協とのかかわり)

そういう問題意識をある程度もった中で、 では、具体的にそのことを理念的に、あるい は市民に説明できるようなかたち、あるいは 組織的に庁内にどういうセクションにそれを もっていったらいいのか。同じようにまた市 史編纂室というかたちにしたらいいのか、あ るいは図書館に持って行った方がいいのか、 あるいは文化財担当と合体した方がいいの か。そのへんのことについては、自分なりに もう少し方針を打ち立てたいなあ、という思 いがあったところ、とりあえず先進都市に聞 きに行こうということで、大阪府下では積極 的に取り組んでおられたのが箕面市だったの で、箕面市へ聞きに行きました。

箕面市では、保存年限を満了した公文書に ついては、選択して残していく、専門委員の 先生に選択してもらうというような話を聞き ました。ただ、そのときに帰りがけなんです けれども、応対して下さった方から、全史料 協という団体があるんですよと、資料保存に 関して活動してますから、一度どんなものか お聞きになったらどうですか、ということを 教えていただきました。公文書館とか、そう いうことは聞いたことがあったんですけれど も、全史料協は初めて聞いたものですから、 当時埼玉県が担当されておったと思うのです けれども、枚方に戻って、早速電話をさせて もらいました。そうしたら、こういう会則 で、こういう活動をしていますよ、機関会員 がありますし、個人会員もありますよ、とい う話をお聞きし、年度途中ですから、機関会 員は難しいということもあったので、とりあ えず私が個人会員にさせてもらって、秋に広 島で大会がありますから、それについては特 別出張で行かせてもらいます、ということで 上司に報告かたがた了解を求めて広島に行か せてもらいました。

広島の大会ではやっぱりカルチャーショッ クをうけました。安藤先生とか、先ほど出て きました北川先生の発言なんかも聞かせても らって、名前も初めて知ったような状態だっ

たんです。ここでやっぱり自分として、枚方 市における史料保存として、進むべき道は公 文書館法だろうということで、その肉付けを どう具体的に枚方でするかというのが私の仕 事だろうという点では、大会に行って道が開 けてきたなあという感じがしました。

翌年、予算もとって機関会員にならせても らって、全国大会にも行かせてもらう、その 全国大会も、新設館が開催地になるケースが 多かったので、そこを見学させてもらって、 いろいろ勉強させてもらう、という経過にな りました。枚方の場合は市史編纂室は昭和58 年になくなって、企画政策室に仮住まいとい うかたちになって、市史の時には4人いた正 職員も1人減り2人減りということで、中心 的にやっておられた方も企画政策室の室長に なってしまって、実際事務をするのは私ひと りという状況になったので、これではどうに もいかんということで、人の面も含めて、新 しい組織のあり方として、平成5年に情報公 開と市史を担当する市民情報課というのを立 ち上げた、という経過になります。そこで は、やはり行政の中でも市史を担当してい る、史料を扱っているところがある、という ことで、窓口を開けるということが、市民か らの問い合わせも含めて必要であり、これは また新しい史料が見つかったときには、そこ へ情報等は集まってくるだろうということが ありました。枚方の場合は、市史編纂の時に お預かりした史料については、まだ市史を継 続しているという意味合いから、預かったま まの状態になっていますので、史料所蔵者と の連絡を密にするために、市史編纂では何を しているかということを毎年報告する必要が あるということで、『市史年報』というものを 発刊し、あわせて地域研究で、編纂委員の先 生を含めて論文等を書いていただくような年 報をつくっていくことにしました。公文書の 保存に関しましては、有期限文書で保存年限 が満了した文書については、僕らの目を通し てから処分するというシステムだけはつくり あげるようになりました。あとは条例等の整

備等ではっきりさせるのが課題になっているかと思います。先ほども言いましたように、情報収集としては、全史料協の全国大会にできるだけ参加して、各地での取り組みなり、新しい問題提起等について勉強してくるようなかたちで、新しい市民情報課の仕事、市史の仕事という位置づけをして、再スタートしたということです。新しく市民情報課の課題になった人には、私と2人で、関東の先進都市である、川崎・藤沢ですとか、埼玉とか、八潮市に視察して勉強させてもらったということもあって、そのときはかなり順調に史料保存について、枚方はがんばろうというところまでいっていたのではないかなと思っています。

そのあと、組織としては、情報政策室であるとか法制室とかを経て、現在の中央図書館市史資料室へと変遷していきます。そのあたりの話につきましては、本年度の例会で、うちの市史資料室の馬部(隆弘)さんが、「自治体史の続けかた 終わらせかた」ということで報告してもらうということになっていますので、ここでは省略させていただきます。

3. 近畿部会とのかかわり

そういうかたちで全史料協を通じて、枚方 において進むべき道が見いだせた。しかし、 年に一回の全国大会で、情報を得るだけでは 物足りなかった。今抱えている問題について 議論したいなあと思ったときでも、議論した い人が他にいないということがあって、関東 部会のようなものが、近畿にもあったらいい のになあという思いが私の中にありました。 多分、千葉の大会だったと思うんですが、夜 に近畿のみなさんが集まって、近畿部会をつ くろうや、ということで、盛り上がったとい まだに憶えているんですけれども、大阪府公 文書館の肝煎りもあって、近畿部会が発足す るということになりました。ここから、やっ とといいますか、近畿部会の活動がどうで あったかというところの報告をしていきたい と思います。

まず、第一に例会ですが、100回重ねてきた わけですけれども、近畿の先進都市の施設を 見せていただくなり、あるいは報告をしてい ただくということは、私にとっては大きな魅 力でした。とくに施設では、普通に入館者と して入った場合は、求める史料を見せていた だくということになるんですけれども、例会 で施設見学させていただく場合には、書庫に も入って見せていただける。あるいは仕事の 現場も見せていただくということで、日々の 自分の仕事ぶりを反省をさせられることもあ りました。京都府立総合資料館にはじめて寄 せてもらったときは、近代文書がずらっと保 存されているのには圧倒されました。同僚と 二人で行ったんですけども、もう一人は重文 の「百合文書 | を目の前で見て、感激したと いう話をしあったということもあります。そ ういう意味で、例会で施設を見学できるとい うのは、それだけじゃなくて、今度枚方で公 文書館をつくったり文書館をつくったとき に、ああしよう、こうしようみたいなことが、 自分の頭の中で夢として広がっていったとい うふうなこともあって、例会は沢山なことを 教えていただいた場になったんではないかと 思っています。

次に、情報交換なり、史料のネットワークになるかと思うんです。例会は午後からされるということが多いので、事前にその地域に枚方の史料がないか調べて、ある場合は、午前中に行って、そこの史料を見せてもらうとをやったりしました。市内に眼枚だいる史料だけではなく、他のところにもをいる史料があるので、そのへんをを分ったりはしてくるか、自りので、発見されるということのかり、分からなんですけれども、人とのネットワークを通じて、発見されるということのもるので、史料情報のネットワークというのも近畿部会が果たしてきた大きな役割になるかと思います。

三つ目は人的交流で、これは私だけじゃな く、会員みなさんそうだと思うんですけれど も、例会で報告された内容については、そこ で質問すればそれですむのですが、自分が抱えている問題について、どうしたらよいかということを、ああやこうやの議論を近畿部会の中で、日常会話の中でできる人が出来た、そういう人間関係が生まれてきたことは、掛け値なしによかったと思っています。とくに例会終了後に、懇親会を持たれるわけですけれども、そこで私は史料保存に関わる人たちとの出会いがあって、多くを学ぶということがあったので、近畿部会を通しての人事交流というのは、大きな意味があったのではないかと思っています。

公文書館法ができて、全国的には県レベルで文書館ができ、一方、市町村ではなかなかできない中で、県の公文書館なり文書館の果たす役割は大きいのではないかという期待感を私はずっと持っておりまして、それを支えるのが近畿部会ではないか、他の府県なんかでは県が主体となって、市町村に連絡会だとか、講習会だとか、そういうかたちで史料保存について啓発活動をされているようなかたちが、近畿でも京都府なりがされてますけれども、そういうかたちのバックボーンとしての役割が近畿部会にはあるんではないかというふうな気がしています。

震災関係では、近畿部会が発足して、最初で、最大の試練になったんだと思うんですけれども、その活動についてはくわしくはふれませんけれども、自分たちが何をそのときにできたかということで、史料集『阪神・淡路大震災にかかわる史料保存活動の記録―その時何を考え、行動したのか―』(1997年10月)をつくれたことは、よかったのではないかと思っています。

近世古文書研究会と公文書研究会の発足について述べます。近世古文書研究会は、近畿 部会発足と同時に立ち上げられ、当時元興寺 文化財研究所におられた吉井(敏幸)さんが 世話人をされ、場所も研究所を提供され、史料の扱い方など基礎的なこと、私のように史学を専攻してこなかったものにも、興味深いテーマで開催され、土曜日、奈良まで通った

ものです。今は島津さんが引き継がれ、問題 提起的なテーマ設定でされています。

公文書研究会は、後れて発足しましたが、 自治体に身を置く人間として、公文書をどう 残していくか、情報交換もふくめ、調査研究 したいということで、有志の方の支持もえて 発足しました。大きな取り組みとしては、 「文書管理・公文書保存アンケート調査」を 実施したことがあります。

あれは、アンケートといいながら機関会員 外の自治体へも協力をおねがいしたのも、全 史料協や近畿部会や公文書の保存についてか んがえてもらおうという、啓発活動の意味も あって、効果はつかめなかったのですが、よ かったのではないかと思っています。あれか ら、例えば、有期限文書の廃棄基準を公文書 研究会でまとめるという方向へ進めなかった ことは、残念で、心残りでした。

ただ、昨年の総会で、公文書研究会が年一回しか開催されていないという第三者的な質問がありました。世話人をしている私としても、研究会の開催が少ないことは重々認識しているところでもあり、忸怩たるものがありますが、研究会は、会員の自主的な活動の場であり、会員の意識なり動向の素直な反映であると思っています。ただ、それでよいのか、というのは、回数の問題ではなく、背景にはもっと大きな問題が潜んでいるのではないかと考えています。

4. 地域史料の活用

最後に史料の活用についての話をさせていただきます。一つは、地域の歴史を調べたいという市民ニーズは常にあるので、その課題にどう応えていくかの課題は、現在もありますし、将来にわたってもあるわけですけれども、市史12巻を完結した時点で最初に取り組むべき課題として、古文書を読みたいという市民がおられたので、そのニーズに応えるために古文書講座をはじめました。今では、各地で古文書講座が実施されておりますけども、枚方は早いほうの取り組みではなかった

かと思います。春に初級、秋に中級ということで、年2回、定員40名ということで、今で十何年続いてますので、千人近くの方が受講されたということになります。

ただ、その受講された市民の方が、その後、 引き続き自分で勉強されているのか、あるい はカルチャーセンターで講座を受けておられ るのか、あるいは古文書はもうええわ、とい う方がおられるのか、はっきりしないんです けれども。一部有志の方で、引き続き勉強し たいが、勉強するにもテキストとなる古文書 がないので、何とかしてほしいという要望が 出されて、とりあえずテキストは市の方が準 備するので、読む会をやりましょうか、とい うことで、私もオブザーバーとして参加する ことになりました。この会も13年続いてい て、常時20人前後で、300回の回数になりま す。月2回、日曜日の午後にするのですけれ ども、今ではもうほとんどチューターの人が 私なんかより十分に読むようになって、会を 運営されるようになっています。

この4月に、85歳の方が、少し耳が遠くなって、補聴器を付けても会での話が聞こえなくなった。脳梗塞もちょっと患ったのでしゃべることもできないので、退会したいという挨拶をされました。ただ最後に、もう少し続けたいなあ、ということを言われたときは、会場はしーんとなりました。その場を見てますと、やっぱり十何年間、一緒にやってきてよかったなあ、という思いがしました。

もう一つは地域史、それも近世村の地域に当たる「田宮史」の刊行です。田宮の移り変わりについて後世に残したいということで、「田宮史を考える会」を市民の方がつくられて、市史編纂室に協力の要請をされました。この田宮というのは、京阪の枚方市駅から1キロあるかないかのところで、古代の郷名にも名前が出てくるほど古くから開けていた地域ですが、近世でいいますと村高で200石余、家の数も12軒という小さな村でした。

そこで、本をつくった。市史の場合は、や はりどうしても史料が残っているところ、あ るいは歴史のおもしろいというか重要な部分 について、ピックアップしながら描いていき というようなことになります。だから田宮を 通して見ると、ある部分は出てくるが、ありま す。そこで、いっぺんある地域を通してもない から現代までを見てみると面白いんじゃない かということで、上司からも協力しろという ことで、やりだしました。それが十何年も続 くとは思ってもいませんでしたが、どのよう な結果ができたかということを、ちょっとお 話しさせてもらいます。

まずはじめは、市史から「田宮」というこ とが出てくる部分をとりあえず取りあげて、 抜き出しましょう、ということで作業をしま した。次に市史編纂過程で「竹安家文書」と いうのが収集されていますので、市史に載っ ていない部分で重要な史料についても一緒に 読むという作業をしました。その作業とあわ せて、古い旧家の方々がメンバーですので、 これ以外にまだ蔵に史料は残ってませんかと 呼びかけたところ、史料が見つかったおうち から、また新たに300点ぐらいの史料が見つ かるとか、ほかの家からも史料が見つかると いうことで、新しい史料の確認がされまし た。それらについては私ひとりで史料整理し て目録をつくったら時間的には早くスムーズ にすむんですけれど、それよりも皆さんと一 緒に、カードを取ってラベルを貼って分類し て、ワープロで入力して目録をつくるという 作業を、皆さんでやろうということで、時間 はかかりましたけど、その作業をしました。

また、高知県の方まで史料調査に行ったこともありました。戦国期に田宮にあった旧延命寺の鰐口が、もうありませんと文献に出ていたんですけれども、高知の室戸市に問い合わせると現存していることがわかって、実際に行ってみました。戦国時代、長曽我部の家臣が河内の田宮から土佐に持ちかえったという伝承も残っているので、多分間違いないだろうということで。多分私たちが照会する前までは、ぞんざいに扱われていたのではない

かと思われる、その鰐口が、ケースにきれい に収まっていました。ああこれやったら言わ んと、これ枚方のものやから返して下さい、 と言って素直にもらいに行った方がよかった かな、と思ったりしたんですけど。そういう 史料調査もしてきました。

写真も、学史というんですか、地域史には 欠かせないので、できるだけ写真は自分のと ころのメンバーのうちだけじゃなくて、親戚 なり村の人々にも聞いて、風景や年中行事の 写真があれば提供してもらうようにお願いし て下さいと言って、そこそこの写真資料が集 まるということがありました。

そのあと史料が集まってきたら、皆さんで 原稿執筆の分担もし、写真の撮影もし、割付 等もあわせてやっていくという作業もしまし た。なんとか、発注できる段階へもっていく ことができました。また、考古や民俗を担当 している枚方市文化財研究調査会というのが あるんですけど、そこでの民俗調査がちょう ど田宮地域だったので、そこでの話を一緒に 聞いたりしながら、民俗の調査報告も活かす ことができました。

こうしてほぼ十何年かかって、何とか印刷屋にも発注することができて、去年の10月頃に本になりました。それの費用については、地元の人が全部負担して、売った金額でなんぼか回収する、ということです。ただ小さな村ですので、そんなに知り合いが多くない。何部刷ろうかという話で、結局300部しか刷ることはできませんでした。でも、『広報ひらかた』と新聞に出たこともありまして、300部がいっぺんになくなってしまって、100部増刷するということになりました。今日一部持ってきてますので、もしご関心ある方があれば、1冊3,000円と高いんですけれども、お買い求めいただければなあと思っています。

この字史を通じて私が学んだ事というのは、やっぱり古文書というものだけとちがって、市史の場合でも文化財の調査であっても、建造物とか、美術工芸品とか、民俗行事だとか、考古の古墳だとか遺跡だとか、そう

いうふうなものを調査するんですけれども、それは市史のそれぞれの編にそれぞれのかたちで収録されるんですけれども、やっぱりそれらがどう総合して、人々がどう営んできたか、という歴史復元みたいなことが、やっぱり単位となるのは枚方市という大きさよりも、地域という、字という単位でしか可能ではないんではないかという気が、つくった後の思いとして残っています。『田宮の歴史』がそこまでこなせているかどうかは別にして、そういう気がしました。

それから、もう一つは、地域の人々が、自 分たちの先祖の人が書き上げた史料を、今見 ることで記録を残すかたちで未来の人に残す という行為は、研究者だけの作業ではなく て、誰でもができる作業ではないかという気 が特にしました。

三つ目には、旧の集落を取り巻くようにマ ンションができたり、新しい住宅ができて、 新旧の住民との交流という課題があったんで すけれど、この本がそういう新旧住民の交流 の助けになればいいかなあということです。 地域の人は新しい住宅の方にこんな本ができ ましたということで、積極的に売りに行って おられるんですけれども。その中で、新しい 関係も生まれてくるのではないかというふう に思ってますし、地域コミュニティというか たちで、そこにある地域の伝統行事が新旧の 住民で新しく担っていける、という意味合い で言えば、古い史料が単に歴史を学ぶだけの ものではなくて、未来につながるようなかた ちでの活用のしかたとして、あるのではない かというふうな気がしています。

そういうふうに二つの活用の事例をあげさせてもらいましたけれども、これはいろんな地域で展開できるようなものだと思うので、そういうかたちで史料が活かされるということになれば、史料自体にも多分喜んでもらえるんではないかという気がしております。

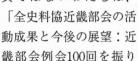
最後に、近畿部会としての課題についてお 話をさせてもらおうと思ったんですけども、 もう時間も来てますし、先の総会の中でも議 論が出てきましたので、あとの議論の中でも、もし意見を求められたときには話をさせてもらうということで、ここは割愛をさせていただきます。

30分という短い時間で多くのことを語ろうとして、持ち時間を大変オーバーしながら、上手く語れなかったですけども、近畿部会で学んだことがたくさんある中で、私はなんとかお返しをできないかという思いで、今日の報告も引き受けさせていただいたということで、今日の報告を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

コメント

滋賀大学 阿部 安成

全史料協近畿部会第 101回例会でのコメント を引き受けたものの、会 員ではないわたしは、





返って」というそのテーマも、また「近畿部会創立以来の歩み」も知らず、さらに、第101回例会の講演や報告の内容について事前に充分な連絡を受けることなく、コメントを用意するしだいとなった。おかしな仕儀ではあるが、前年におこなわれたある講習をとおしての縁があり、それを無にしないように、また、せっかくのこの機会を、これまでのわたしの、滋賀大学経済経営研究所での業務などをかえりみるために、活用することとした。10分から15分のとても限られた時間でわたしが試みた評言は、「目録をつくるということ」についてとした。

このときわたしの念頭には、目録はライブ ラリアンやアーキビストがつくるべきだ、あ るいは、アーキビストは歴史研究者のメイド であることから抜け出よ、という既存の発言 があった。この主張は、史料という歴史の記 こうした発言の理と正しさに同意したうえ

で、わたしは、歴史研究者が史料のある場所 でもっと、その全体をみわたし、史料目録を つくる作業に関わってゆくことを主張した。 もとより多くの史料所蔵機関では、すでに 目録が作成されたり公刊されたりしていると ころがあり、研究者が研究対象にかかわる史 料の全体を把握することはあたりまえで、目 録をつくる(つくったことのある)研究者が たくさんいることも知っている。他方で、史 料調査をすすめてゆくなかで、県市町などの 公共図書館においてもすでに作成が終わって いる自館の蔵書目録があることを知らない使 えない館員がいたり、大学の史料所蔵機関の 職員がみな史料論やアーカイブズ学を習得し ているわけではなかったり、あるいは、場所 によっては目録がないどころか史料があるこ とすら忘れられてしまったりする場合がある ことがわかってゆく。そしてこうした事態に も、あたりまえ、または仕方がないといわざ るをえない理由があると知ることとなる。

こうしたとき、自分の職場に史料があって も、それにパートタイマーとしてしかかかわ れない職員にとっては、あるいは公共機関で はない団体や個人が史料を持っているばあい の、そこの彼や彼女(たち)にとって、外部 から史料を閲覧に来る研究者は、その史料が あることを改めて知らせる利用者であり、 いっしょになってその史料群の全体を確認し てゆく案内者でもあり、ときに目録を作成す る有力な加勢となる可能性がある。人員削減 という職場環境の悪化や、どうにもならない 身体のつごうにより、自分の気持ちや意欲と はべつに、持っている史料の面倒をみられな い所蔵機関職員や所蔵者をいくにんもみてき た。そこに外部の研究者がうまく関与、また は介入することにより、所蔵史料の整理保存 と公開活用の展望が開けてゆくかもしれない し(介入が拒絶されるばあいもわたしは体験 している)、研究者にとっても自己の研究を 組みかえてゆく機会になると、わたしはみは るかしている。このときの要諦は、史料の歴 史性である。史料にも、その史料の保管、継 承、廃棄にも歴史性がある。それをふまえた 過去の事象の歴史像をさしあたり示すこと が、歴史を冠した研究者と、歴史の記録を持 つ者たちとがともにおこなう仕事だとおも う。

コメント

奈良女子大学 鳥津 良子

専門職員と専門資格

08年11月28日付け朝日 新聞の「公文書管理法案 後退の懸念 という記事 の中に、「全史料協は、歴 史的な文書を保存する各 地の文書館や収蔵資料の



検索・公開態勢を整える『アーキビスト』と 呼ばれる専門家が作る団体だ。」という部分が あった。読んで、複雑な気持ちになった。専 門機関、専門家として認められること、それ はうれしいことだ。しかし、これらの専門機 関に正規雇用の専門職員として職を得ている アーキビストが全国にいったい何人いるのだ ろう?

同記事によれば、専門機関である文書館は 府県立30、市町村立23、合計53館で、全国に 5614館ある博物館とは2桁違う(ただし、博 物館法の適用を受けない博物館類似施設が約 8割一4000余り)。ちなみに公共図書館総数 は、3083館である。この博物館についても、 08.8.30付け、博物館法改正についての朝日新 聞には「博物館の現場は専門教育を受けた学 芸員が動かす。…毎年全国で数十人しか就け ない狭き門。だが、有資格者は1年に1万人 以上も生まれる。」とある。

1987年の公文書館法では、「当分の間、…公 文書館には専門職員を置かないことができ る | とされ、以来20年以上の間、記録史料の 現場は嘱託やアルバイトなどの不安定雇用の "専門家"たちが支え続けている。近畿部会 の場合は、自治体史編纂事業の担当者も多 く、その大半が非正規雇用である。2004年に 和歌山県地方史研究会が行ったアンケートに よれば、県下で自治体史を編纂中の14自治体 のうち10自治体が"古文書を扱える人"を雇 用していると答えているが、そのうち8例ま でもが非常勤職員である。

09.3.21付けの朝日新聞「民間の知恵 光と 影 公共って? | の記事では、「民間が運営す る『公の施設』が増えている。| として、指定 管理者制度を導入したある図書館の例をあげ ている。「全員が司書資格を持ち、全員が非 正規雇用―契約社員3人とアルバイト9人 一」という態勢である。「サービスは向上、給 与バイト並上という見出しが目に痛い。自治 体の苦しい台所事情の中で、経費削減の掛け 声は、非正規化という人件費の無条件切り捨 てによって実現されているのだ。

この公共図書館の状況はそのまま史料の現 場に通じる。直営館であっても同じである。 数年で移動する正規雇用の行政職員の下に、 会議への参加権や予算編成への発言権もな く、出張旅費も残業手当もつかず、昇給も昇 進も研修もなしで実際の史料整理業務をにな う、長期化した嘱託やアルバイトが複数いる という態勢が日常化して久しい。小さな自治 体ではこれら長期化した非正規雇用の担当者 が外部に向かっては自治体の地域資料行政を 代表し、自治体行政全体の動きの中にも位置 づけられず、たった一人で史料に関する日々の決定を行う。横のつながりを求めて参加する近畿部会の研究会や全史料協の大会も、多くは休みを取り、自腹を切って参加している。運営委員活動などで近畿部会を支えてきたのも、多くはこうした個人会員たちである。

現在、史料の現場専門職を希望する大学院生に紹介できる職のほとんどが嘱託かアルバイト、長くて5年の雇用期限付きの職員である。修士修了でも20台半ば、ドクターコースを修了し、学位を取得するころには30歳に近くなる。5年期限の職や自治体史編纂の職を得ても、期限を過ぎれば再び職探し、こんな職を二つも経験すれば、「給与はバイト並み」、要求される能力は専門的知識と即戦力、というりっぱな中年高学歴ワーキングプアのできあがりだ。

専門職養成のカリキュラムの研究は年を追って進展を見せているが、出口の状況がこれでは、次世代をになう若い専門職は層としては育たない。公文書館法以降にこの仕事についた世代がすでに30歳台半ば以上に達している。家族形成できる俸給ではない収入での非正規雇用生活、世に言う"ロストジェネレーション"と同じ現象が史料の現場で起こっているのだ。いずれ個人の熱意だけではもたなくなって、地方の史料の現場は人材難で空洞化するだろう。専門職養成のカリキュラムよりも雇用の問題なのである。

指定管理業者の選定や契約時に、資格(あるいはそれに相当する経験や技能)を有する一定人数の運営スタッフに、正規職員と同等の身分保障をすることを条件にする、あるいは、有資格スタッフを非正規で雇用する時は雇用最低条件や給与の下限を定めるなど、人件費でのコストダウンに一定の歯止めをかけることが必要である。このことを全史料協として働きかけてもいいのではないか。

また、誰を有資格者とするかについても、 すでに存在する学芸員課程の一部に歴史的資 料や公文書についての科目を置き、実習先に 文書館や記録資料の保存利用機関を指定して、そこでの実習を条件としてアーキビストの初級的資格を認定するなど、水族館、動物園、植物園から歴史資料館までが同居している学芸員資格の見直しの動きに参画していくことも必要ではないだろうか。

このままでは、公文書管理法が制定され、 国立機関の態勢は拡充されても、地方は空洞 化し、地域にある公文書と地域資料は今日の 危機的状況から脱することはできない。「一 将功成って万骨枯る」とはこのことである。 中央のみの記録保存では、やせ細った"民主 主義の砦"しか作れない。誰でもが、自由に、 永続的に、記録資料を利用できるようにする ためには、各地域、各組織での科学的専門知 識を持った人材の雇用と待遇改善、そして、 今、現実に史料を担当している非専門職担当 者への実践的知識の普及が急務なのである。

資料調査と人材育成

近畿という古い歴史をもつ地域での地域資 料の特徴は、中世、近世、近代という長期間 の、各時代にまたがった文字資料(文書、書 籍)を包含する、工芸、絵画、什器、着物な どの文化財的資料や写真、音声など多様な形 態の資料を包含する、などの資料群が、万を 超える大量資料として存在することがままあ る、というところにある。小さな自治体では 公文書の選別廃棄も任されて、一方で、どん な資料に遭遇しても、分野にかかわらず総合 的な概要調査ができる必要がある、というの が近畿の担当者の置かれた状況である。しか も、大量資料となれば、時間とお金の制約は より厳しい。今、近畿の現場で切実に求めら れているのは、市町村レベルでの担当者への 調査についての実践的知識の普及と、全史料 協という横のつながりを通じての支援ではな いか。また、大学の学科として学ぶ専門知識 の他に、資料調査の現場で体得される技術や ノウハウ、反復する作業の中での小さな判断 の積み重ねの中で構築される現場の倫理と論 理というものが存在する。近畿部会の人材育

成は、この点を踏まえた、大学、研究調査機 関、地域の現場と連携する中での、調査現場 を踏まえたものであってほしいと思うのであ る。

【討論の記録】

司会:安藤先生、コメントを受けて応答を。 安藤:ふたりの発言は近畿独自の問題ではな く、全国で常にある問題だ。二人のコメント に対し、とりわけ専門職問題につけ加える と、現場の文書管理担当者、レコードマネー ジャーと呼ばれる人々とアーカイブズに携わ る人々との関係の在り方が大きな問題になっ ている。今後近畿においてもアーキビスト問 題を取り巻く全体像を明らかにしておく必要 がある。阿部コメントについては、個人的に は一番関心があり、議論したいところ。目録 を作るという行為の中身をどう考えている か、さらに聞いてみたい。目録を作るのは史 料活用の手続きだが、多様な作業・段階から 構成される。最終的な目標は史料全体の見取 り図だが、そこまでにはさまざまな段階があ る。情報をどうとりまとめて利用者に伝える のか、学問的に考える必要がある。私は年に 一度オーストラリアで、戦後接収された日本 企業文書の調査を行っている。4500にのぼる ボックスリストに説明を加えていく作業だ。 箱単位の整理なので、利用者には順序を変え ないことを条件としている。目録に加えて、 丸ごと利用するための説明が必要になる。こ れは史料の性質に応じた段階を設定している 事例。こういう方法論を踏まえ、それを最低 限守れば目録は誰が作ってもよいのでは。

福島幸宏(京都府立総合資料館):目録作成主 体に関する発言は、目録作成者は一般職でも いいという所まで踏み込んでいるのか。

安藤:考え方さえしっかりしていれば誰でも いいと思う。

阿部:同感だが、さきほどの「3つのみ」論 が収集主義・利用主義を批判していることに 注意したい。療養所での体験を踏まえると、 療養所の人と一緒に目録を作ることができる のが一番望ましい。所蔵されているモノ自体 が歴史をもっていることから、作業を共にす ることで歴史の共有へ向かいうる可能性があ る。私の場合、時間の問題等あってひとりで やったが。どう整理するか、所蔵者と一緒に 考えるのがいいのではないか。

司会:私が勤務している自治体史編纂室はあ くまで利用者である。市史編纂室が廃棄対象 になった文書を選別・収集し、文書課は市史 におまかせ、といっている現状は、公文書管 理法の成立が射程に入っている現時点で考え ると、これでよいのかどうか。和田報告によ ると自治体史の立場から情報公開にも対応し たとのことだが、全史料協でも議論になって いる資料の連続性に関して意見を。

和田:情報公開で見せた文書については、条 例には書かれていないが、有期限であっても 残しておけという考え方が職場にはあった。 「期限だから廃棄しました」ということで、 市の説明責任が果たされるのか。実際に対応

した者が、その件をどう考えているのか、と いう問題だ。期限が切れたから廃棄した、と いう説明は通らないのでは。

司会:近畿部会で公文書研究会を立ち上げた のは、情報公開法や国立公文書館法の制定と 重なるタイミングだった。こうして法整備さ れる中で、自治体史で保存を議論してきた地 域資料はどうなるか、こちらこそ重点的に取 り組む必要があるのではないかと、その当 時、司会者から報告者にたずねたことがあ る。その回答は、「誰かが大事と思えば地域 史料は残る。逆に公文書は今動かないと残ら ない」というものだった。だから何もしなく ていいという意味ではなかっただろうが、頭 を打たれた気持ちだった。報告者はそのなか で公文書の世話役をして来たわけだが、公文 書の現状についてどう考えるか。

和田:一年前の総会で公文書研究会が低調だ という意味の発言があり心外だった。私自身 も年一回しか開けてない状況は承知してい る。機関会員が減っていくなかで公文書を残 していく上での課題はなにか、そういう議論

をする担い手が減り、研究会が成り立たなく なっているのではないかと感じている。

福島:安藤講演では、山口県文書館創設の時点でアーカイブをめぐる理念は固まっていたと指摘した。その後50年経過したが、なぜ未だにこの現状であるのか。同じことは和田報告についてもいえる。現時点で総括してみると、今がのるかそるかの分岐点にきているように思われるが、そのことをどう考えているか。また鳥津コメントについても同様で、安藤講演に重ね合わせる形で、人材の問題をめぐって近畿の10年乃至15年はどうであったかの総括を聞きたい。

安藤:鈴木理念は固まっていたというのではなく、いわば早すぎたアーカイブズ学だった。彼の個人的な努力・勉強によって突出したものができたのであり、実は山口県文書館の内部でも実務的に生かされていたわけではない。そこから出発したのだが、その後順調に発展したのではなく、文書館の活動がその後資料編纂にやや比重が移っていくということも起きた。

その理念が全国に伝播していくという発展 のしかたをしたのではなく、むしろ埼玉に見 られるように、鈴木の紹介した最先端の議論 とは別のところで、いわば実務の中からアー カイブズ的な発想が自発的に生まれてきたと いう過程だと理解している

だから私ははじめこんなだったのに、なぜいまこうなのかという発想ではない。いわば自生的なかたちで日本中のアーカイブズ学というものが生まれてきて、それが鈴木理念とも合流しながら、議論としては前向きに十分拡がっているわけではないが、「ここまでしかった」という発想ではなく、「ここま初から見ればマイナスは大きいが、エところから見ればマイナスは大きいが、でなところから見ればマイナスは大きいが、にないらみれば相当な進歩だ。山口以来の流れを振り返りつつ進歩してきた面もみなければいけない。それを実務の面でどう生かすか、という面からさまざまなネックとは何であっ

たのか点検しないといけない。

現場の文書管理との結びつきが我々は弱い のではないか。私自身も同じで、資料保存と いう発想からなかなか抜け出せない。公文書 管理法はそこを突き抜けるための、ひとつの 手段たりうると思う。

和田:近畿部会で大阪府が抜けたのはショックだし、その前に箕面市が抜けたのも同様。 今後どうなるのか。枚方では市史担当は正職 員ゼロとなった。非常勤嘱託はがんばっているが組織形態としてはどうか。かつて富士フイルムや阪急資料室といった民間会社も会員だった。しかし10年ほど民間に対して働きかけがなかったのは決定的なのではないか。

島津:雇用機会均等法等に見られるように、 法にはリーディング性というものがあり、法 のいいところを利用することは大切。ただ国 の制度が整備されていく中で地方はきびしい 状況。非常勤の待遇問題だけでなく、自治体 の力がなくなっていると感じる。

阿部:旧高等商業学校系の大学を回ると大変な状況だとわかる。滋賀大のように、大分、長崎、山口大学には経済研究所があったが、近年は軒並み「教育研究支援室」や「地域創造センター」などに変わっている。つまり所蔵資料を十分に管理し、業務を行う部局でなくなっているところが多い。歴史専攻の教員がいないと経済学部では資料が不要とされ、捨てられかねない。高等商業学校史料は、旧帝大と違う高等教育機関とは何かを示す資料だと考えるが、今後資料が残っていくか、公開されていくか暗い見通しになっている。

司会:地域資料の置かれている厳しい状況が 浮かび上がった。近畿部会は高齢化と次世代 の受け皿という問題を抱えている。その中に あって、資料というものが社会のいしずえで あるという認識のもとにわれわれ委員も運営 に携わっている。ここのところを振り返ると いう意味も今日の例会にはあった。まとまら ない形だがこれで討論を終了としたい。